

# フロン排出抑制法の施行状況調査結果の概要について

環境省フロン対策室

## 1. 第一種フロン類充填回収業登録数

平成14年のフロン回収・破壊法施行により、フロン類の回収は「第一種フロン類回収業者」として登録された者が行うこととされました。平成25年のフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「フロン排出抑制法」という。）への改正、平成27年の同改正法施行によりフロン類の充填も登録が必要とされ、フロン類の充填及び回収は「第一種フロン類充填回収業者」が実施することとされています。平成14年以降、「第一種フロン類充填回収業者」の登録件数は増加し続けており、令和5年4月1日時点で、約53,000件となっています（図1）。

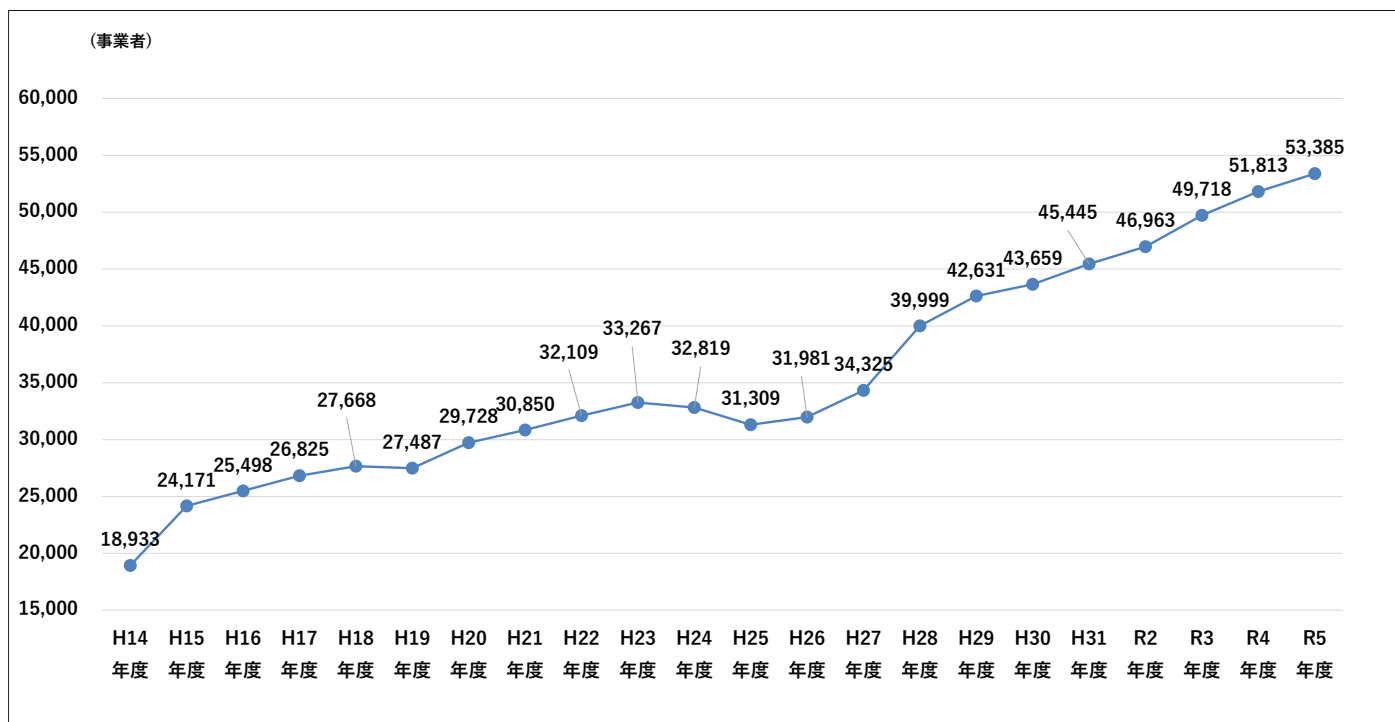


図1：第一種フロン類充填回収業登録数の推移

## 2. 都道府県における立入検査・指導等の実施状況

### (1) 都道府県におけるフロン排出抑制法に基づく立入検査・指導等の実施状況

都道府県におけるフロン排出抑制法に基づく立入検査は、これまで主に第一種フロン類充填回収業者及び第一種特定製品管理者を対象に実施されてきましたが、令和2年度からは改正フロン排出抑制法の施行に伴い、特定解体工事元請業者及び第一種特定製品引取等実施者に対する立入検査も実施されています。

令和4年度は、第一種特定製品管理者については1,081件、第一種フロン類充填回収業者については1,160件、特定解体工事元請業者については1,536件、第一種特定製品引取等実施者については59件の立入検査が実施されました。また、第一種特定製品管理者、第一種フロン類充填回収業者及び特定解体工事元請業者について合計4,300件の任意の現地調査（管理者や充填回収業者等の事業所を訪問し、相手方の同意を得て行う現地調査・指導等）が実施されました（図2）。

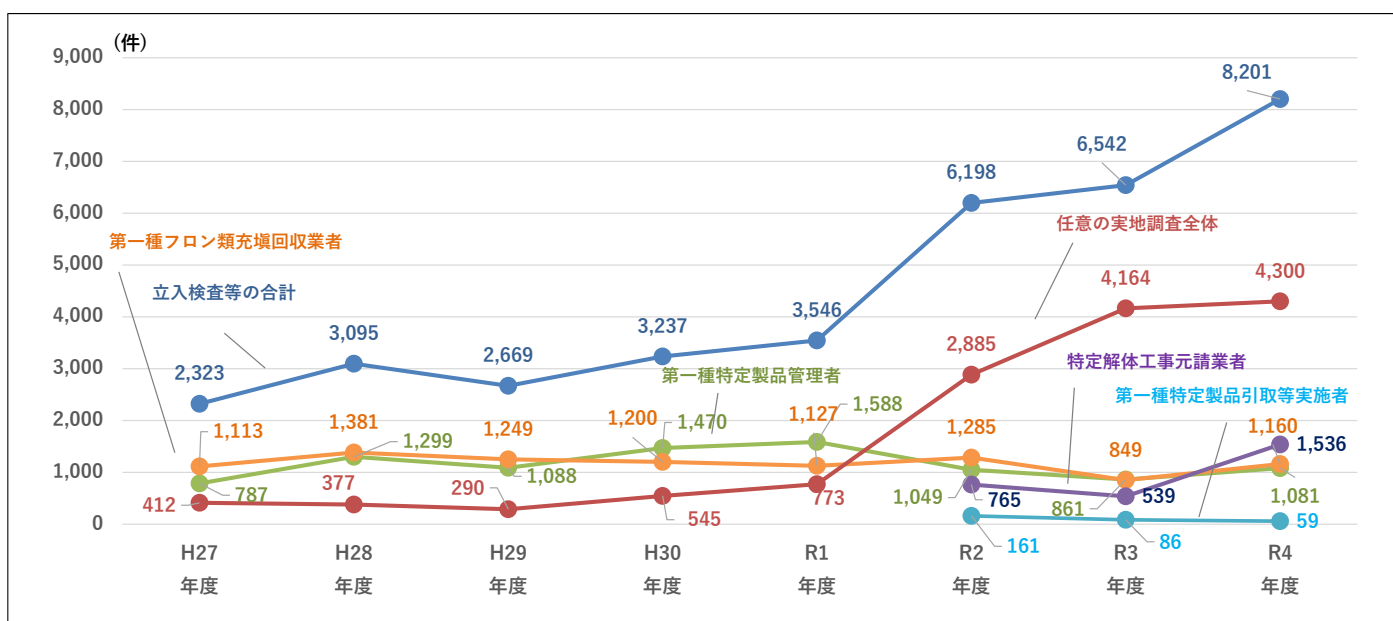


図2：フロン排出抑制法に基づく立入検査等の件数の推移

また、第一種特定製品管理者、第一種フロン類充填回収業者、特定解体工事元請業者及び第一種特定製品引取等実施者に対するフロン排出抑制法に基づく指導・助言件数は、令和4年度にはそれぞれ196件、159件、222件、5件となりました（図3）。

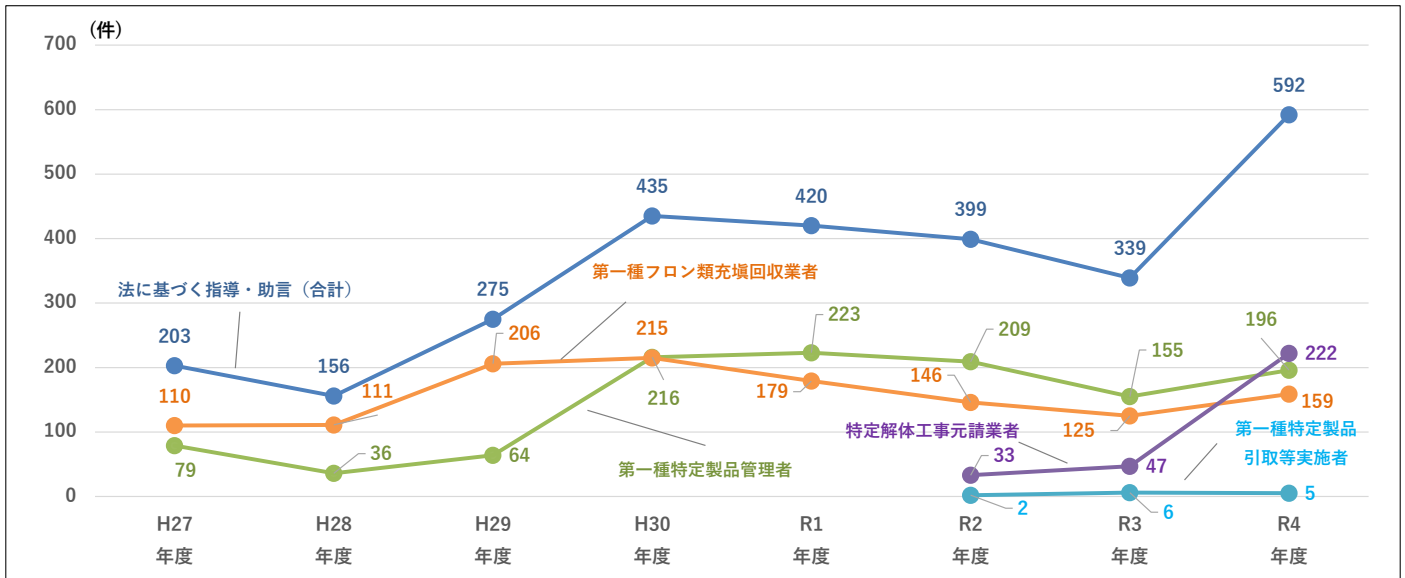


図3：フロン排出抑制法に基づく指導・助言件数の推移

※ 指導・助言等については、フロン排出抑制法が平成27年4月から完全施行され、第一種特定製品管理者が対象に、また、改正フロン排出抑制法が令和2年4月に施行され、特定解体工事元請業者及び第一種特定製品引取等実施者が対象となった。

(2) フロン排出抑制法第45条第4項に規定する報告及びフロン排出抑制法違反に対する告発の件数  
 令和4年度において、フロン排出抑制法第45条第4項に規定する報告（廃棄等実施者が引取証明書の交付を受けない場合等に都道府県へ行う報告）件数は1件でした（図4）。

また、フロン排出抑制法違反に対する告発件数は0件でした（平成22年度以降、フロン排出抑制法違反に対する告発件数は0件）。

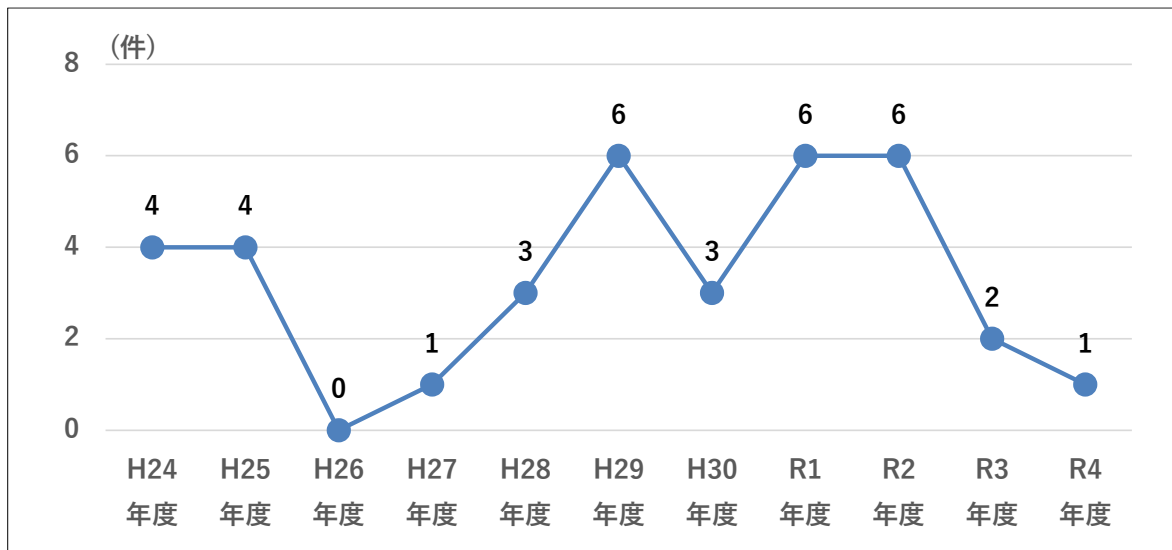


図4：フロン排出抑制法第45条第4項に規定する報告件数の推移